

日ラグ協発 21-618

2021年12月17日

関東ラグビーフットボール協会  
理事長 大原 俊一 様  
関西ラグビーフットボール協会  
理事長 松原 忠利 様  
九州ラグビーフットボール協会  
理事長 御領園 昭彦 様  
都道府県ラグビーフットボール協会  
理事長 各位

競技規則の条文改正について（通達）

【競技運営】

(公財)日本ラグビーフットボール協会

(承認済み・押印省略)

専務理事

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、競技規則につきまして、ワールドラグビーよりこのほど、下記の通り条文改正に関する通達が出されました。日本協会でもこれを受け、ここに通知いたします。貴協会におかれましても、加盟都道府県協会、および、各チームに周知徹底いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

先般開催されたワールドラグビー中間理事会にて、定款に従って、以下、競技規則の条文の改正が承認された。いずれも2022年1月1日より施行される:

① 7人制競技規則 第6条（インゴールジャッジ）

以下の条文を追加：

「6.37 TMOがいる場合、インゴールジャッジは必要ない。」

## ② 競技規則第9条 条文修正

頭部へのコンタクトに対する対処手順（HCP: Head Contact Process）の改訂および競技に関する規定第17条「不正なプレー」の改正を受けて必要となった条文修正:

「危険なプレー」

11. プレーヤーは、無謀な、または、他者に対して危険な行為はいかなるものもしてはならず、**これには肘や前腕を出す行為を含む。**
12. プレーヤーは、誰かに暴行したり、暴言を吐いたりしてはならない。暴行には、かみつ  
き、殴打、目や目の周辺部への接触、腕、肩、頭、膝のいずれかの部分を使って殴ること  
(~~スティフアームタックルを含む~~)、踏みつけること、足でつまずかせること、蹴るこ  
とを含むが、この限りではない。

■通達対象：加盟協会、競技運営関係者、加盟チーム

■文書作成：日本ラグビーフットボール協会 国際部門・技術部門

■本件についてのお問い合わせ先：

公財) 日本ラグビーフットボール協会

技術部門マッチオフィシャルグループ 競技規則担当 ([referee@rugby-japan.or.jp](mailto:referee@rugby-japan.or.jp))

以上